

「いつでも解約できる」はずなのに解約できない… 定期購入契約する時は、解約方法等を必ず確認しましょう

「回数縛りなし」などと記載のある定期購入でも、1回限りで解約できないという相談が目立っています。

相談事例

1



試しに
初回分だけ
買ってみようかな!



いつでも解約できるって書いてあるし♪ もうすぐ同窓会だし♪

2

何だか合わないな…
もういらないわ!



…いやだ、申出窓口の電話が
ぜんぜんつながらない!



仕方ない、次が届かないうちに
とりあえずメールで
解約を伝えておこう…

3

解約したはずなのに…



何でまた
届いちゃったの!?

⚠ ネット通販、ココに注意!

- よく見ると目立たない小さな文字で定期購入と書かれている場合があります!
継続期間・購入回数・解約申出条件などについて、必ず確認しましょう。
- 証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

販売事業者には、特定商取引法により「購入回数」「2回目以降の価格」「解約の方法」などについて、最終確認画面で明示することが義務づけられています。

誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

不安や疑問を感じた場合はすぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

[消費者ホットライン] 局番なしの **188** (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関わる東京都の情報サイト



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



東京都多摩消費生活センター

令和5年度 作成